

沿 革

北海道吹奏楽連盟の沿革は、第1次と第2次に分けられる。第1次は、札幌吹奏楽連盟・函館吹奏楽連盟・旭川吹奏楽連盟の3団体を中心に結成せされ、昭和14年7月15日、札幌市時計台で、大日本吹奏楽報告会札幌支部の発表会にはじまり、道吹連の結成となり、朝日新聞社主催の毎年の講習会を通じて道民精神の作興に寄与するところ多く、終戦と共に自然的に解散された。

第2次の北海道吹奏楽連盟は、昭和30年6月5日、旭川市の北海道護国神社境内において結成式を催し、函館・旭川の地区連盟が推進力となり、つづいて名寄・空知・室蘭・苫小牧・札幌・北見の5地区連盟が加盟し、35年度において釧路・帯広・留萌の3地区、37年度に稚内地区が結成加盟して、全道的な組織が完成した。

小学校の鼓笛隊もこれに含めて、中学校・高等学校・大学・職場・一般の広い範囲にわたり、全日本吹奏楽連盟の一翼として、吹奏楽及び鼓笛の普及と演奏技術向上に努力している。

昭和37年4月、本道における青少年、延いては道民のための健全な音楽普及の努力が認められて、以後、北海道費の補助金が交付せられ、同じく10月には室蘭市で、第10回全日本吹奏楽コンクールを開催して、全道の吹奏楽の技術向上に寄与することができた。

昭和38年4月1日、北海道青少年吹奏楽鼓笛連盟を結成し、道吹連と提携して、本道の青少年の情操陶冶・文化高揚にいっそう寄与することになった。

昭和40年10月16日、札幌市で創立10周年記念式典と記念講演会を開き、功績者42人に感謝状と記念品を贈呈した。

昭和43年は、北海道百年記念の年に当り、9月2日には円山総合グラウンドで天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ記念式典が挙げられた。この式典の吹奏楽演奏ならびに式典後の集団行事に本連盟も参加した。

昭和45年10月18日、函館市で創立15周年記念式典を行い功労者10人に記念状と記念品を贈呈した。

昭和48年4月1日より社団法人全日本吹奏楽連盟北海道支部となる。

昭和50年10月4日、北海道厚生年金会館に於いて北海道吹奏楽連盟20周年記念式典を行い、本連盟発展に尽力された個人89名、団体12団体を表彰した。

なお、記念事業として全日本吹奏楽コンクールを札幌市にて開催した。

昭和55年10月10日、北海道厚生年金会館に於いて北海道吹奏楽連盟創立25周年記念式典を行い、当連盟発展に尽力された個人25名、団体12団体に感謝状と表彰状を贈呈した。

昭和58年度より小学校の部門第1回バンドフェスティバルを開催し道コンクールも3日間で行う。

昭和60年度より第1回マーチング・バンド・フェスティバルを開催する。

昭和60年9月21日、北海道厚生年金会館に於いて北海道吹奏楽連盟創立30周年記念式典を行い、本連盟発展に尽力された個人39人、団体17団体に感謝状と表彰状を贈呈した。

平成2年9月14日、北海道厚生年金会館に於いて北海道吹奏楽連盟創立35周年記念式典を行い、本連盟発展に尽力された個人20名、及び20団体に表彰状並びに感謝状を贈呈した。

平成8年2月23日、ホテル札幌ガーデンパレスに於いて北海道吹奏楽連盟創立40周年記念式典を行い、本連盟発展に尽力された個人31名、及び20団体に表彰状並びに感謝状を贈呈した。

平成9年より、これまで北海道厚生年金会館に於いて行われていた北海道吹奏楽コンクールの会場を札幌コンサートホール Kitara に移して開催した。

平成17年11月5日、札幌プリンスホテルに於いて北海道吹奏楽連盟創立50周年記念式典を行い、本連盟の発展に尽力された個人50名、及び20団体に表彰状並びに感謝状を贈呈した。

平成25年5月、第1回北海道バンドミュージックキャンプを開催した。

平成27年11月28日、札幌パークホテルに於いて北海道吹奏楽連盟創立60周年記念式典を行い、本連盟の発展に尽力された個人94名、及び13団体に表彰状並びに感謝状を贈呈した。

令和2年度、新型コロナウイルスの感染拡大により、コンクール・小学生バンドフェスティバル・マーチングコンテストが連盟発足以来、初の中止となった。また、当年度の個人・アンサンブルコンテストが動画によるコンテストに変更となった。

令和4年3月27日、第1回北海道吹奏楽選抜演奏会をライオンズクラブ共催で札幌コンサートホール Kitara 大ホールにて開催した。

規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は北海道吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第 2 条 この連盟は事務局を札幌市中央区大通西 11 丁目 4 番地大通藤井ビル 8F に置く。

(組 織)

第 3 条 この連盟は、函館、日胆、札幌、空知、旭川、帯広、釧路、北見、名寄、留萌、稚内の各地区吹奏楽連盟をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この連盟は一般社団法人 全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、吹奏楽並びに管・打楽器による音楽の普及向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 コンクール及びフェスティバルの開催
- 2 吹奏楽祭、講習会、研究会などの開催
- 3 指導者の育成
- 4 吹奏楽の楽曲創作の奨励並びに普及
- 5 吹奏楽の普及事業の助成
- 6 その他目的を達成するための必要な事業

第 3 章 会 計

(経費の支弁)

第 6 条 この連盟の経費は会費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入を持って支弁する。

(会計年度)

第 7 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 8 条 この連盟に次の役員を置く。

理 事 長	1 名
副理事長	2 名
常任理事	6 名
理 事	11 名
監 事	2 名
事務局長	1 名

ただし、事務局には事務局次長若干名、事務局員を 1 名おくものとする。

(役員を選出)

- 第 9 条
- 1 理事長は、選挙規定に基づき選出する。ただし、地区理事長と兼務することはできない。
 - 2 理事長は選挙結果発表後、副理事長、常任理事、監事、事務局長、事務局次長、事務局員を理事及び学識経験者の中より委嘱し、理事総会で報告する。ただし、副理事長は地区理事長と兼務することはできない。
 - 3 理事は各地区連盟理事長がその任に当たる。
 - 4 全日本吹奏楽連盟理事は、全日本吹奏楽連盟正会員及び学識経験者の中から候補者として理事総会の承認を経て、理事長が推薦する。ただし、定数は全日本吹奏楽連盟が定めたものとする。

(役員職務)

- 第 10 条
- 1 理事長は一般社団法人 全日本吹奏楽連盟北海道支部理事長を兼務し、この連盟の業務を統括し、連盟を代表する。
 - 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代理する。
 - 3 理事は理事総会に付議された議事を審議し、これを決議する。
 - 4 常任理事はこの連盟の運営に当たる。
 - 5 監事はこの連盟の事業の運営並びに会計を監査する。

(役員任期)

- 第 11 条
- 1 役員任期は 4 月 1 日に始まり、翌々年 3 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。
 - 2 補欠または増員により選出された役員任期は、従前よりの役員満了と同時に終わるものとする。

第 5 章 会長・副会長・相談役・顧問

(会長・副会長)

- 第 1 2 条
- 1 この連盟は会長・副会長をおくことができる。
 - 2 会長・副会長はこの連盟の理事長・副理事長の職にあったものより理事総会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 会長・副会長は理事長及び理事総会の諮問に応ずることができる。

(相談役)

- 第 1 3 条
- 1 この連盟は相談役をおくことができる。
 - 2 相談役はこの連盟の役員職にあったものより理事総会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 相談役は理事長及び理事総会の諮問に応ずることができる。

(顧問)

- 第 1 4 条
- 1 この連盟は顧問をおくことができる。
 - 2 顧問は理事総会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は理事長及び理事総会の諮問に応ずることができる。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

- 第 1 5 条
- この連盟の会議は理事総会、三役会、常任理事会、事務局長会、及び事業別実行委員会とする。

(理事総会)

- 第 1 6 条
- 1 理事総会は第 8 条の役員で構成し、理事長が招集する。なお、各地区連盟事務局長も参加することができる。ただし、議決は第 8 条の役員（監事、事務局長は除く）及び第 21 条の 2 により行う。
 - 2 理事総会は定例会（4 月、11 月）の他、理事長が必要と認めたとき、及び理事の 3 分の 1 以上から請求されたとき招集する。

(三役会)

- 第 1 7 条
- 三役会は理事長、副理事長、事務局長で構成し、必要に応じて理事長が招集し、理事総会及び常任理事会に託された業務を遂行する。

(常任理事会)

- 第 1 8 条
- 常任理事会は三役・常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集し、理事総会に託された業務を遂行する。

(事務局長会)

第19条 事務局長会は各地区連盟の事務局長で構成し、理事長が招集して業務の事務連絡の打ち合わせをする。

(事業別実行委員会)

第20条 一般社団法人 全日本吹奏楽連盟の主催する事業の担当支部となった場合、並びに本連盟が主催する事業の中で必要とされた場合は、事業毎に実行委員会を組織し、随時理事長が招集して事業を遂行する。

(会議の定足)

- 第21条
- 1 理事総会、常任理事会はその構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状によってあらかじめ意思を表示したものは出席と見なす。
 - 2 理事総会の議長は理事の中から選出する。また、議決はその過半数で可決し同数の場合は議長の決するところによる。
 - 3 理事総会に各地区理事長が出席できない場合は、副理事長の代理を認める。

(会議の議決事項)

第22条 理事総会に付議する事項

- 1 事業報告及び決算報告
- 2 事業計画及び予算
- 3 規約及び規定の改正
- 4 会長及び相談役・顧問の承認
- 5 役員を選出

第23条 三役会に付議する事項

- 1 理事総会、常任理事会の原案の作成
- 2 その他必要な事項

第24条 常任理事会に付議する事項

- 1 事業の遂行について
- 2 会計の運用について
- 3 一般社団法人 全日本吹奏楽連盟及びその他文化団体との連携について
- 4 その他必要な事項

第25条 事業別実行委員会に付議する事項

- 1 事業計画、運用計画とその実施について
- 2 会計の実施について
- 3 その他必要な事項

第 7 章 地区吹奏楽連盟

- 第 26 条 地区吹奏楽連盟は、一般社団法人 全日本吹奏楽連盟の会員となり、その法人の地域区分による北海道吹奏楽連盟に所属する。
- 第 27 条 地区吹奏楽連盟の名称または地域を変更するときは、理事総会の承認を得なければならない。
- 第 28 条 北海道吹奏楽連盟に加盟する地区吹奏楽連盟は、毎年それぞれに総会を開き、その決定による次の書類を 2 通、5 月末日までにこの連盟に提出しなければならない。
- 1 加盟団体名簿及び事務局所在地
 - 2 役員組織一覧表
 - 3 事業計画
 - 4 前年度の事業報告
- 第 29 条 各地区吹奏楽連盟は、加盟団体当年度の会費（理事総会の決定額）をとりまとめて「加盟団体に関する登録規定」第 5 条に定める年会費を 6 月末日までに納入しなければならない。

第 8 章 附 則

- 第 30 条 この規定の施行に必要な細則は理事総会の議決を経て別に定める。
- 1 北海道吹奏楽コンクール実施規定
 - 2 北海道吹奏楽コンクール審査内規
 - 3 北海道管楽器個人・アンサンブルコンテスト実施規定
 - 4 北海道管楽器個人・アンサンブルコンテスト審査内規
 - 5 北海道小学生バンドフェスティバル実施規定
 - 6 北海道小学生バンドフェスティバル審査内規
 - 7 北海道マーチングコンテスト実施規定
 - 8 北海道マーチングコンテスト審査内規
 - 9 選挙規定
 - 10 表彰に関する規定
 - 11 旅費等の規定
- 第 31 条 この規定は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 58 年 4 月 1 日一部改定
平成 3 年 4 月 29 日一部改定
平成 9 年 2 月 2 日一部改定
平成 10 年 4 月 29 日一部改定

平成 10 年 11 月 7 日一部改定
平成 11 年 11 月 9 日一部改定
平成 12 年 11 月 5 日一部改定
平成 15 年 11 月 9 日一部改定
平成 17 年 4 月 29 日一部改定
平成 19 年 4 月 29 日一部改定
平成 23 年 4 月 29 日一部改定
平成 25 年 4 月 20 日一部改定
平成 27 年 4 月 18 日一部改定
平成 31 年 4 月 20 日一部改定
令和 元年 11 月 2 日一部改定
令和 2 年 4 月 18 日一部改定
令和 3 年 4 月 17 日一部改定